

2023年8月号

(2023年8月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2023年度の最低賃金引上目安額は41円、在留資格「特定技能2号」の拡大

コロナ対策が緩和された後は物価高。ということで、イベント運営費に苦慮する声が聞こえる花火大会ですが、隅田川花火大会では過去最多の103万人が訪れたそうです。物価高に負けないくらいの経済効果があると良いですね。さて、今回は2023年度の最低賃金等について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2023年度の最低賃金引上目安額は41円（最低賃金の全国平均額は1,002円の見込）

7月28日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年度の**最低賃金の引上目安額を41円**でとりまとめました。現在の**全国加重平均961円は、1,002円になる見込**です。これを受けて8月に各都道府県の地方審議会が引上額を決定、10月に2023年度の最低賃金適用予定です。

◆在留資格「特定技能2号」の拡大

6月9日、特定技能2号の対象分野が2分野から11分野に拡大する閣議決定がなされました。まず、特定技能と混同されやすい在留資格「技能実習」と目的の違いについて確認してみましょう。

特定技能：人材の確保が困難な一部の産業分野等における**人手不足に対応**するため、一定の専門性・技能を有する外国人材を**即戦力としての労働者**として受け入れる

技能実習：現場での実習を通じて日本の様々な**技術を習得**した後で**帰国**し、その**技術を母国に広める**という**国際貢献**

目的の他、技能実習は原則転職が出来ないのに対し、特定技能は同一分野内では転職可能、技能実習は受入人数に制限があるのに対し、特定技能は介護と建設分野を除き、受入人数に制限がない等の違いがあります。

特定技能には、「1号」と「2号」があり、閣議決定では下表赤字の9分野が2号の対象に適用拡大しました。

特定技能1号
製造
造船・船用工業
農業
漁業
飲食品製造
外食業
ビルクリーニング
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
自動車整備
航空
宿泊
介護



特定技能2号
製造
造船・船用工業
農業
漁業
飲食品製造
外食業
ビルクリーニング
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
自動車整備
航空
宿泊

◆在留資格「特定技能 2 号」の拡大（続き）

特定技能 1 号と 2 号の違いについても整理しておきましょう。

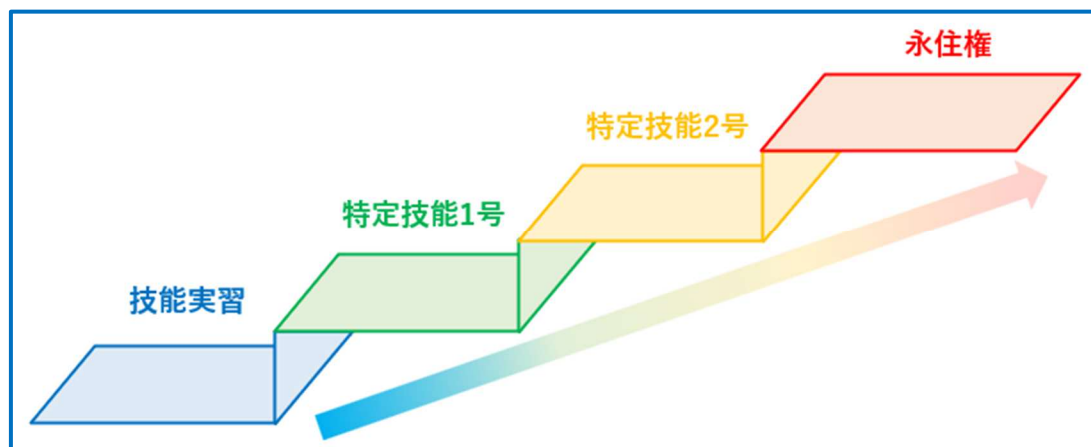
	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年，6か月又は月又は4か月ごとの更新 通算で上限5年まで	3年，1年又は6か月ごとの更新
家族帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者，子）
技能水準	試験等で確認 （技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 （技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
受入れ機関又は登録支援機関 による支援	対象	対象外

出入国在留管理庁：<<https://www.moj.go.jp/content/001326468.pdf>>

在留期間について、特定技能 1 号は更新しても通算で上限 5 年までとなっている一方で、特定技能 2 号は更新すれば上限はございません。また、家族帯同について、特定技能 1 号は基本的には認められない一方で、特定技能 2 号は要件を満たせば可能となります。

そのため、特定技能 2 号は、日本の**永住権の取得要件の一つである「原則として引き続き 10 年以上本邦に在留していること**。ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能 1 号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き 5 年以上在留していることを要する。」を満たす可能性があります。

技能実習 ⇒ 特定技能 1 号 ⇒ 特定技能 2 号 ⇒ 永住権という道ができ、今回の閣議決定では分野拡大によりその道がさらに広がったこととなります。



図：技能実習から永住権へのイメージ

内閣府の資料によれば、日本の人口は、現在の 1 億 2500 万人から、40 年後には 8,800 万人まで減少する推計がでております。今後は今以上に労働力を確保するのがより難しくなりますが、特定技能 2 号の外国人や永住権を取得した外国人が増えることで、深刻化する人手不足の解消や生産性向上の寄与につながります。企業としては、外国人の受入体制を整えたり、外国人採用の計画を立てるなど、その活用に向けての取組みを長期的な目線で捉えていくと良いかもしれません。

内閣府：<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1_1_1.html>